

青色防犯パトロールを 支援します！

鳥取県では、県内で青色防犯パトロールを行う民間団体に、青色回転灯などの装備品の提供を行います。

◆支給対象（すべての要件に該当）

- 鳥取県警察から青パト実施団体として証明を受けた、もしくは証明を受けるための申請を行う予定の民間団体であること
- 民間団体の所在地、パトロール実施地域が鳥取県内であること

◆提供物品（自動車1台につき）

- 青色回転灯 1個
 - マグネットシート 2枚
- ※提供は、1車両に対して1回限りで、1団体あたり5台分が上限
※ただし、提供を受けた物品について、修理等によっても使用できない場合や経年劣化等により使用できなくなった場合に限り、再度提供する。

◆提供までの流れ

既に証明を受けた団体	証明の申請予定の団体
① 裏面の「青色防犯パトロール装備品提供申請書」に必要事項を記入し、下記お申し込み先へ郵送する (※切：令和7年6月27日)	① 裏面の「青色防犯パトロール装備品提供申請書」に必要事項を記入し、下記お申し込み先へ郵送する (随時受付)
② 装備品を受領する (発送予定時期：令和7年8月上旬頃)	② 装備品を受領する (発送目安時期：お申し込み後約2週間) ※令和7年7月以前にお申し込みの場合は、お届けが同年8月上旬頃となります。

※お急ぎの場合は下記お問い合わせ先に御連絡ください。

◆お申し込み・お問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課地域安全担当
電話：0857-26-7183 ファクシ：0857-26-8171
電子メール：kurashi@pref.tottori.lg.jp

◆注意事項

- 提供した装備品の維持管理は、装備品の提供を受けた団体が適切に維持管理していただき、装備品の使用及び修理等に関する経費は、装備品の提供を受けた団体の負担となります。
- 装備品提供決定後、以下のいずれかに該当する場合は、装備品の提供決定を取消し、提供した装備品の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - (1) 申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した場合
 - (2) 青色防犯パトロール以外の目的に提供した装備品を使用した場合
 - (3) 青色防犯パトロール中に違法行為を行うなど不適切な行動をした場合
 - (4) 県警本部長から青色防犯パトロールの証明を取り消された場合
※提供後1年を経過した対象団体は除く
 - (5) その他、社会通念上、対象団体としてふさわしくない行為をした場合